

# 児童相談所と児童虐待

京都市第二児童相談所長

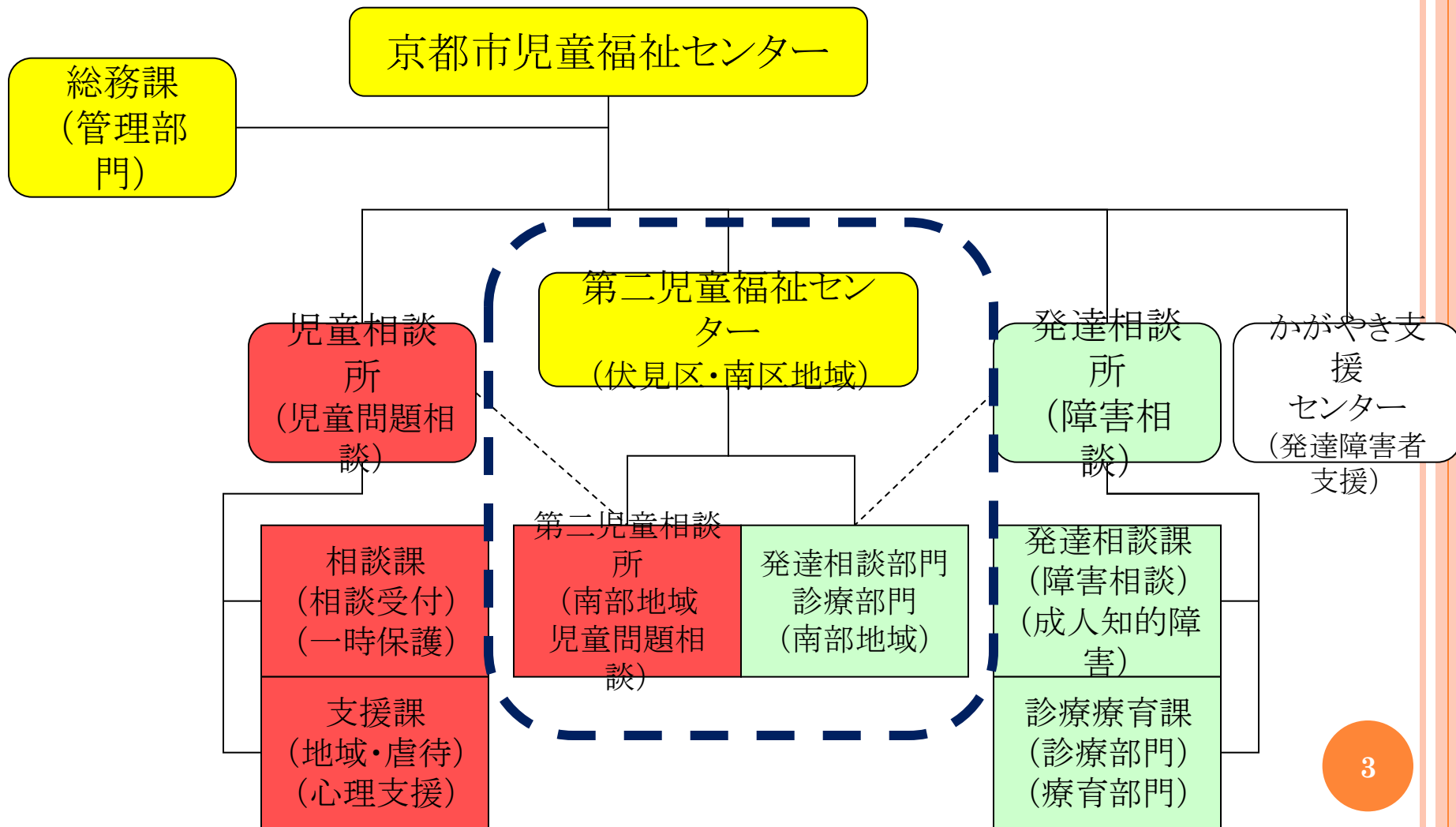
後藤 弘雅

# 1 児童相談所とは



- 養護, 虐待, 非行, 育成など, 18歳未満の子どもについての相談に応じ, 関係機関との連絡調整等を行うとともに, 児童福祉司, 児童心理司などの専門スタッフが調査・判定・心理診断等を行い, 一人ひとりに最も適した支援の方法を提案します。  
(児童福祉法第12条に基づき設置)
- 子どもを育てる家庭環境に関する相談: 保護者の子育てについての悩み, 病気などの理由で家庭での子育てができない場合,
- 子どもの行動に関する相談: 家庭での暴力, 盗みなど非行や不登校,
- 子どもの虐待に関する相談・通告: 虐待されていると思われる子どもを見つけたら, すぐに相談・通告を
- 里親に関する相談: 何らかの理由で家庭で生活ができない子どもを愛情を持って養育していただける里親さんの募集及び里親さんの育成支援も行っています。

# 児童福祉センター組織図



## 2 児童虐待とは

- **児童虐待**は、「児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、わが国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」とし、**子どもの権利を侵害する行為**です。
- 児童虐待の防止に関する法律（平成12年成立。以下、「児童虐待防止法」という。）  
法の目的は「**児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の養護に資すること。**」としています。（第1条）

# 児童虐待の定義・種類

**児童虐待**とは、保護者（親権を行う者，未成年後見人その他で，児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳に満たない者）について加える4つの行為と定義されています。  
（児童虐待防止法第2条）

- 1 身体的虐待**: 児童の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 性的虐待**: 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 ネグレクトNeglect(養育の怠慢・放置・拒否)**: 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置，保護者以外の同居人による虐待の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 心理的虐待**: 児童に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(DV)など，児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

# 虐待であるかどうか

- 「虐待の定義は、あくまでも子ども側の定義であり、親の意図とは、無関係です。
- その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから虐待というのでは、ありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいとおもっていても、**子ども側にとって有害な行為であれば、虐待なのです。**
- 我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、**子どもにとって有害がどうかで判断するように視点を**かえなければなりません。」

(小林美智子1997)(こども虐待対応の手引き)